

育成医療受給者の実態の把握及び支援に関する有識者会議 開催要綱

1. 趣旨

障害者総合支援法に基づき、障害児のうち省令に定める身体障害のある者の健全な育成を図るため等に必要な医療については育成医療により、18歳以上の身体障害者のうち省令に定める身体障害のある者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため等に必要な医療については更生医療により、自立支援医療費の支給が行われている。

育成医療受給者の中には、18歳未満のうちに完治するケースもある一方で、18歳以降も引き続き治療を要する者の中には更生医療の受給が困難な者がいるといったことが指摘されている。

そのため、育成医療受給者の実態について把握するとともに、課題への対応方策を議論する場として、「育成医療受給者の実態の把握及び支援に関する有識者会議」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 育成医療受給者の実態及び課題について
- (2) 課題への対応について
- (3) その他

3. 構成等

- (1) 本会議は、社会・援護局障害保健福祉部長が参集し、開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会議に座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (5) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。
- (6) その他、本会議の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

4. その他

- (1) 本会議の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が行う。
- (2) 会議の議事、資料及び議事録は原則として公開とする。内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。

(別紙)

育成医療受給者の実態の把握及び支援に関する有識者会議
構成員名簿

ありむら 有村	たいし 大士	日本社会事業大学社会福祉学部教授
うえだ 上田	こういち 晃一	大阪医科薬科大学形成外科学教授
えびな 蛭名	のりひこ 紀彦	川口市福祉部障害福祉課長
おか 岡	あきら 明	埼玉県立小児医療センター一病院長
かさばら 笠原	むれお 群生	国立成育医療研究センター一病院長
さいとう 齋藤	いさお 功	前新潟大学大学院医歯学総合研究科教授
すやま 陶山	えつ子 ^こ	一般社団法人日本難病・疾病団体協議会 こどもの未来を考える部会長
たてばやし 館林	まきこ 牧子	江戸川大学マス・コミュニケーション学科教授
にしむら 西村	まり子 ^こ	明治学院大学法学部教授
のむら 野村	たけし 健	口唇・口蓋裂友の会副会長

(五十音順、敬称略)